

掛川市森の都ならこの里 利用状況等

(1) 年度別利用者状況 (単位：人)

年度	バンガロー等 温泉館	活動拠点施設	合計	比較増減	備考
24	46,679	770	140,373	1,816	18期
	92,924				
25	48,006	566	138,469	-1,904	19期
	89,897				
26	50,030	1,413	140,540	2,071	20期
	89,097				
27	53,773	877	147,889	7,349	21期
	93,239				
28	56,589	646	147,798	-91	22期
	90,563				
29	58,345	767	146,795	-1,003	23期
	87,683				
30	59,939	1,170	141,834	-4,961	24期
	80,725				
1	68,271	681	145,662	3,828	25期
	76,710				
2	52,159	0	101,301	-44,361	26期
	49,142				
3	66,365	30	128,994	27,693	27期
	62,599				

(2) 年度別売上状況 (単位：円)

年度	総収入	比較増減	備考
24	97,609,202	5,348,833	18期
25	96,521,527	-1,087,675	19期
26	96,897,682	376,155	20期
27	99,886,335	2,988,653	21期
28	102,183,414	2,297,079	22期
29	104,115,216	1,931,802	23期
30	103,955,472	-159,744	24期
1	108,387,450	4,431,978	25期
2	79,225,731	-29,161,719	26期
3	109,543,635	30,317,904	27期

(3) 年度別経常利益 (単位：円)

年度	経常利益	比較増減	備考
29	3,853,545	-	23期
30	2,443,586	-1,409,959	24期
1	670,721	-1,772,865	25期
2	-2,985,975	-3,656,696	26期
3	3,612,987	6,598,962	27期

(4) 利用料金表（～令和3年度）

森の都ならこの里では、令和4年度に料金改定を実施しました。

下記の表は、料金改定以前の令和3年度までの利用料金表です。別紙5「(株)森の都ならここ 決算報告書」の各年度の売上高は、下記の料金体系での営業による売上です。

区分			単位	金額	
バンガロー	S棟	宿泊	1棟 1泊	9,000円	
		日帰り	1棟 1日	4,500円	
	A棟	1号～10号	宿泊	1棟 1泊	5,960円
			日帰り	1棟 1日	2,980円
		11号～15号	宿泊	1棟 1泊	7,330円
			日帰り	1棟 1日	3,660円
	C棟	宿泊	1棟 1泊	10,260円	
		日帰り	1棟 1日	5,130円	
	K棟	宿泊	1棟 1泊	13,930円	
		日帰り	1棟 1日	6,960円	
N棟	宿泊	1棟 1泊	7,110円		
	日帰り	1棟 1日	3,550円		
キャンプサイト	一般サイト	テント持込料	宿泊	1張 1泊	1,250円
			日帰り	1張 1日	620円
		駐車料金	宿泊	1台 1泊	1,350円
			日帰り	1台 1日	730円
	キャンピングカー	宿泊	1台 1泊	6,280円	
		日帰り	1台 1日	3,130円	
	AC電源付サイト	宿泊	1泊	6,280円	
		日帰り	1日	3,130円	
コテージ	5人以下	1棟 1泊	26,180円		
	6人以上12人以下	1棟 1泊	26,180円に利用者1人につき1,030円を加算した額		
テニスコート			1面 1時間	300円	
工作室（木工芸体験機械）	中学生以上		1人 1回	250円	
	小学生以下		1人 1回	100円	
林業協業活動拠点施設	大会議室 和室（16畳） 和室（14畳）	午前	1部屋	2,930円	
		午後	1部屋	2,930円	
		夜間	1部屋	2,930円	
		1泊	1部屋	10,470円	
	料理実習室		半日	2,930円	
温泉会館	中学生以上		1人 1回	510円	
	3歳以上小学生以下		1人 1回	300円	
コインシャワー	小学生以上		1人 1回	150円	

備考

- 1 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校をいう。）の教育計画に基づく学校行事に参加する者がバンガロー、コテージ又はテニスコートを使用する場合における利用料金の額は、この表に掲げる利用料金の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 2 コテージを使用する場合における利用料金の額は、小学生以上を1人として算定する。
- 3 「中学生」とは、中学校に在学する生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 4 「小学生」とは、小学校に在学する児童又はこれに準ずる者をいう。